

杉並地区配分推せん委員会への 申請にあたっての注意点

事業は9年度実施の事業が対象になります。

こちらの配分金は地域の皆様が「杉並の福祉のために」とご協力くださった募金が原資となっております。福祉の充実ために、大切にお使いいただきますようお願い申し上げます。

1. 申請スケジュール

- ①審査:令和 8 年 11 月頃
- ②配分決定:令和 9 年3月下旬ごろを予定
- ③配分金交付:令和 9 年6月予定
- ④事業実施:令和9年4月1日～令和 10 年3月 31 日(令和 9 年度)
- ⑤報告書提出:事業完了後 30 日以内

2. 申請書2記入にあたっての注意点

【3）申請内容・理由】

申請書2の【3）申請内容・理由】は配分を受けるにあたって特に重要なポイントです。

これまでの取組や申請事業の目的、配分金が必要な理由等、下記例を参考に作成してください。

1) 配分申請事業名 【例】「〇〇療法活動の実施」	2) 申請事業実施予定時期 開始：令和 9 年 4 月 1 日 完了：令和 10 年 3 月 31 日
3) 申請内容・理由	
(申請事業の内容と目的) 平成 29 年から月 1 回、〇〇療法活動を行っている。この活動は利用者が社会のルールについて学びを深めるとともに、仲間と共に過ごすことで協調性を高め、生きがいや楽しみを感じ	
ることを目的としている。また、職場や学校と自宅だけでなく第三の居場所として、親同士の交流や情報交換の場となることも目指している。	
(配分金が必要な理由) 当会ではこれまで、事業費のすべてを会員からの会費で賄ってきた。しかし、近年の会場費の高騰および講師謝礼金の増額に伴い、やむを得ず会費の値上げを繰り返している状況にある。本来、本活動は「誰もが参加しやすい開かれた場」であることを理念としているが、これ以上の会費引き上げは家庭への経済的負担を増大させ、参加を断念せざるを得ない層を生む懸念がある。	
4) 期待される効果	
活動の質を維持しつつ、経済状況に関わらず誰もが継続して参加できる環境を整えられるため、会員増加つながる可能性がある。また現会員の生活の質の向上のため配分金を活用し、事業の継続をする必要がある。	

【当該事業資金計画のための見積書について】

備品整備事業、宿泊研修事業等の申請にあたって見積書を添付する際、比較検討の上、適正な価格での見積書を添付してください。

4. 申請後の提出書類について

(1) 使途報告書について

- 「使途報告書」は当該事業の完了から **30 日以内**に提出してください。
- 事業完了後、同封の使途報告書に必要事項をご記入・押印し、必要な書類を添えて「**正本・副本**」の**2部**をすみやかに提出してください。
- ※その他、提出にあたっての詳細は配分が決定した際の通知をご確認ください。
- 決定通知書の送付は来年の3月下旬頃を予定しています。

(2) 使途変更届

申請時に記入した取り組み内容や見積り金額等に変更がある場合は、必ず**事業実施前**に**杉並地区配分推せん委員会**まで相談してください。

<変更手続きの流れ>

①事前相談



②使途計画変更届を事務局 FAX で送付



③事業実施後押印のうえ、使途報告書に添付して提出



④返金を要する変更の場合、返金方法について通知が東京都共同募金会より送付される

※決定にあたっては、申請いただいた内容を杉並地区配分推せん委員会内で審査をしています。ご相談がなく事業内容を変更した場合、配分金をご返金いただく可能性があります。

申請にあたり不明な点がありましたら、杉並地区配分推せん委員会事務局(杉並区社会福祉協議会 連携推進係)までご相談ください。

東京都共同募金会杉並地区配分推せん委員会

【事務局】社会福祉法人杉並区社会福祉協議会

地域支援課 連携推進係

TEL:03-5347-2064 FAX:03-5347-2063